

「飯塚市政治倫理条例の一部を改正する条例」に関する請願

(要旨)

平成 27 年 12 月 18 日に開催されました飯塚市議会 12 月定例会の最終本会議において、上程・可決された議員提出議案第 16 号「飯塚市政治倫理条例の一部を改正する条例」を取り消し、再度、資産公開制度の復活を求めるものであります。

(理由)

この度の政治倫理条例の改正に伴う資産公開制度の廃止は、飯塚市の問題だけに留まらず、世論も巻き込んだ全国版のニュースとして新聞やテレビで報道され、各方面から非難の声が多く寄せられていることは周知の事実であります。そういった意味では、市民を代表する議会が、全国に飯塚の恥を晒した失態であると言わざるを得ません。

1986 年当時、条例制定に関わった識者からは、市民に対する“謀反”“暴挙”と強く批判され、改正の撤回を求められています。資産報告のずさんさを口実に資産公開を廃止する市議会に対して“本末転倒、言語道断”と指摘した上で、“改正に賛成した市議会議員の責めを追及し続ける”とした『抗議文』が 1 月 19 日に提出されています。

2 月 8 日、元市議会議員有志からは、昨年 4 月の市議改選から日も浅いとして、“議会人としての正義は無く、議会運営の傍若無人は甚だしい。”と批判され、迅速な判断で“議会の権威と尊厳を失墜させた”と指摘されています。“市民の信頼を裏切る暴挙”で、これまで築き上げてきた飯塚市のイメージまでも失墜させたとして、“条例改正を白紙に戻す”とともに、“今回の批判を真摯に受け止めて猛省”し、市民の負託に応えるべく“議会の権威回復に努めるよう”に、苦言を呈しながらも議会に期待を寄せた『意見書』が提出されています。

今回の条例改正は、政治倫理審査会から、制度を改善するよう提言されていたことを不服とした、一部少数の議員が企てた発議であることは明白です。

廃止する妥当性を深慮しないまま、他の議員までもが民意に背き、根回しによる数の論理の力と、議員間の馴れ合いに流された結果、資産公開制度の廃止と、審査会の抹殺を図ったことは、議会の行き過ぎた「権力の行使」であり、我々市民を裏切る「背任行為」であります。

さらに、法を遵守する立場の議会自らが条例を破り、一時的とはいえ、法律で定められた市長の資産公開義務をも廃止するといった「法律違反」を冒しています。この法の空白を埋めるため、先日、市長提出の資産等の公開制度の条例案が上程されましたが、これまで実施されてきた特別職 3 人の資産公開は廃止されており、市長のみを対象とした資産等の公開制度の制定に止まる内容となっております。これもまた短慮による、議会に便乗した愚かな判断であり、市長の面前に市民の姿はありません。ただただ先に制度廃止を決議した議会に対する配慮に終始した結果、特別職の任命権を有する市長自らが、世間に対して恥の上塗りをしたに過ぎません。

これは、本来行政のチェック機関であるはずの議会が、その責務を放棄したことに因る相応の結果であり、「悪因悪果」としか言わざるを得ません。

「行政のチェック」は議会が有する最大の機能であります。政治倫理条例の柱である資産公開制度を弱体化させたことによって、今後その機能自体が麻痺するのではない

か、健全な議会運営が担保されるのか、疑念は払えません。

これを払拭するためにも、議会の存在意義までも否定する行動は、深く反省すべきであると思料します。

西日本新聞の記事にこうあります。「^{あやま}過ちは^{すなわ}即ち、^{あらた}改むるに^{はばか}憚ることなかれ」

過ちを悔い改めることは、なんら恥ではありません。市民の代表であるという自覚と尊厳があるならば、今一度、真剣に考えるべきではないでしょうか。言い訳は、重ねれば重ねるほど泥沼にはまります。利己的であれば尚更です。

つきましては、4月1日の改正条例施行前に、本請願の主旨を真摯に受け止め、市民の信頼を取り戻し、議会の権威を回復されますことを切望いたします。

よって、来る3月18日の本会議最終日におきましては、議員提出議案第16号「飯塚市政治倫理条例の一部を改正する条例」を取り消し、再度、資産公開制度の復活を強く求め、これに賛同する市民の署名を添えて、本請願を提出するものであります。

平成28年2月25日

飯塚市議会議長 鯉川 信二 様

請願者



紹介議員

永末 雄大